

岩手県企業局管理規程第5号

企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県企業局長 石田知子

企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

企業局電気工作物保安規程（昭和61年岩手県企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定により、<u>法第38条第3項</u>に規定する事業用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安（以下「保安」という。）の確保に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定により、<u>法第38条第2項</u>に規定する事業用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安（以下「保安」という。）の確保に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。